

伊勢市農業委員会 第181回 総会議事録

| | |
|--------|---|
| 日 時 | 令和3年1月15日（金） 14時00分～15時17分 |
| 場 所 | 御菌公民館 2F 講堂 |
| 出席委員 | <p>17名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信</p> <p>17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p> |
| 欠席委員 | <p>2名</p> <p>16番 奥野 隆史 19番 森北 雅博</p> |
| 総会出席職員 | <p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p> |
| 会議録署名者 | <p>1番 中川 亜沙美 10番 中西 正平</p> |
| 付議事項 | <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> |
| 報告事項 | <p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> |

- 2. 農用地利用集積計画の中途解約について
- 3. その他

議 長

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第181回総会を開会いたします。今回から新しい体制での総会となります。よろしくお願ひいたします。

本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということですので、

1 番の ^{なかがわ}中川 ^{あさみ}亜沙美さんと、

10 番の ^{なかにし}中西 ^{まさひら}正平さん

のご両名をお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局 長

それでは付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

以上あわせて5件でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

委員の皆様、改めまして新年おめでとうございます。新しく委員になられた皆様にとっては、初めての総会でございます。昨年の11月終わりに新人委員様向けに研修会を開催させていただきましたが、時間の関係上最小限の内容に留めさせていただきました。今回から事前に配布させていただきました議案書でご審議いただきますが、議案書の書式の説明がないままでございましたので、今回議案書と一緒に書式例を同封させていただきました。農地法第3条から第5条、非農地証明、そして前回説明をしなかった事業計画変更についての書式の内容について、どこにどのような項目が記載されているか、少しでもわかりやすいように作成して同封させていただきました。審議のための参考としていただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。

また本日配布しました資料を確認させていただきます。上から、A4横の左上に「第181回総会 議案第5号参考資料」という1枚ものの資料、その次にホチキス留めの写真資料、そして右肩に資料1から資料3と記載されたそれぞれ1枚ものの資料をホチキス留めした3枚の資料、最後に右肩に「農林水産課提供資料」と記載した両面印刷された1枚ものの資料がございますでしょうか。今回資料がたくさんあり、皆様にはご迷惑をおかけしますが、不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは説明の方に入らせていただきます。議案書の1ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は3件で、畑のみ4筆2,284㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては全て所有権移転でございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。こちらは受人が東豊浜町の畑2筆を売買にて譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は東豊浜町地内に点在しており、2筆とも農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地でございました。よって受人に対して営農計画書の提出を求めました。稼働人員は4名でございます。

す。

続きまして2番でございます。こちらは2番の農地と3番の農地を交換するものとなります。まず2番についてでございます。申請地は円座町地内 円座自治会館より南へ270mに位置する農業振興地域内農用地区域外農地です。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は3名でございます。

これに対する3番でございます。こちらは円座町地内 正覚寺より南東へ250mに位置するこちらも農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は2名でございます。

ここで交換する農地の面積に大きな差がございます。これには理由がございます。2番の農地のほうが利便性がよいところにあり、3番の農地へ行く唯一の道が市道認定されていない個人名義の現況地目が公道となっている土地があります。その土地2筆計153㎡については当初交換し合う二人の共有名義ではございましたが、その持分も併せての交換になるためでございます。

以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、先日の新人委員の研修会で説明いたしました農地法第3条の許可要件を満たしており、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条

の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

続きまして2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。こちらの件数は1件で、畑が2筆のみ2,425㎡です。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いします。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。こちらは申請人が小俣町元町の畑2筆について、1479-3につきましましては、南東側の道路が狭小のため拡幅部分とし、もう一方の1442-1につきましましては長屋住宅3棟としたいとの申し出にございます。申請地は小俣町元町地内 下小俣公園より南へ160mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、2筆とも自作地にございました。排水は南東側既設下水道へ放流とし、被害防除は周囲にコンクリートブロックを設置するとのことでございます。なお、この案件は転用面積が1,000㎡を超える申請でございまして、このような場合は都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日に許可したいものでございます。

議案第2号につきましましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、こちらも説明会でご説明しました立地基準・一般基準の要件を満たし、立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

| | |
|------|--|
| 吉田委員 | 質問です。長屋住宅について建ぺい率が書いてあるものとないものがありますが何か意味があるのですか。 |
| 係長 | こちらの書き方が不規則で申し訳ございません。一般住宅については建ぺい率を必ず記載しますが、長屋住宅や共同住宅の場合は駐車場を含めた申請が多いので、書いていないものが多いのですが、その中で書いてしまう場合がございます。一般住宅については県の指針で確認することとなっておりますが、長屋住宅などについてはそのようなことはございませんので、建ぺい率の記載がなくても問題ありません。 |
| 吉田委員 | 店舗についても建ぺい率の規制はないのですか。 |
| 係長 | 店舗についても規制はございません。 |
| 議長 | ほかにもございませんか。 |
| 出口委員 | 4条申請は農家が自身の農地を転用しますが、農家の次男などの自身の分家住宅以外の長屋住宅などでは、農業経営をアパート経営に変えるなどの経営形態の変更として転用を認めるとして4条の対象の範疇に入るということでよろしいですか。 |
| 係長 | はい。ほかには貸駐車場や貸資材置場なども出てくる場合もあります。 |
| 議長 | <p>よろしいですか。ほかにもございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の</p> |

規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定し、1番につきましては、開発案件でありますことから、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

続きまして3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてでございます。件数は1件、内訳は畑が1筆のみの78㎡です。

この事業計画変更は、新しく委員なられた方への研修ではご説明しなかった件でございます。これは何かと申しますと、一度農地転用許可を出した案件がやむを得ない事情でこのままでは当初の目的が達成できない場合に、承継人という事業を引き継ぐ者に代わって行えば、当初の目的が変わっても農地転用が達成できるという際に提出される申請でございます。農業委員会の審議案件となるものでございます。そして継承した者から改めて農地転用申請が提出されるものでございます。よって事業変更申請と農地転用申請が合わせて提出されることとなります。このような内容ですので、年間通じても数件あるかどうかの内容でございますので、研修会では割愛させていただいたのですが、いきなり第1回目の議案書にこの内容が上程されることとなり、我々事務局側も驚いています。こちらの説明不足でいきなりこのような案件の審議となってしまいますことをお詫び申し上げます。

次ページをお願いします。3-1ページをご覧ください。

1番でございます。本件につきましては、令和2年6月15日付で農地法第5条にて許可した資材置場でございます。ところが申し出によりますと、当初資材置場として利用するために資材等を置いて法務局に対して地目変更を申請しましたが、法務局の現地調査の結果、置いてある資材が少なく、利用状況も少ないとの理由で、法務局としては地目を雑種地として認められないとのことで事業が中断してしまい、対応策を検討しなければならない状況にいました。その一方で現在国が進めている桧尻川河川改修事業により承継者の家が立ち退くこととなり、代替地を早急に見つけて、住宅を建てないと河川改修事業の停滞に繋がるという緊急性、必要性があった中で、比較的近くにあったこの申請地が候補地になり、事業がなかなか進まない状態であったこともあり、さらには国の要請もあつ

| | |
|--|---|
| | <p>て、申請地と隣地の雑種地とを一体利用して住宅を建てることに合意したものでございます。そうした事情もあり、事務局としてはやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>議案第3号は、以上1件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>吉田委員 物件の表示で、地番は1616-7ではなく1616-77ではありませんか。</p> <p>係 長 誤りです。1616-77に訂正をお願いします。</p> <p>議 長 ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>係 長 続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。4ページをお願いします。件数は10件で、田が4筆2,087㎡で、畑が7筆の2,713㎡で、計11筆4,800㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。次のページをお願いいたします。</p> |
|--|---|

4 - 1 ページをご覧ください。

1 番でございます。こちらは売買となります。こちらは3号議案にてお認めいただきました事業変更申請にもなって改めて申請された案件でございます。本件は事業計画変更の承継人が、船江二丁目の畑1筆を売買にて譲り受け、隣地の雑種地と一体利用して、住宅2階建て1棟 建築面積 84.26 m²としたいとの申請でございます。申請地は船江2丁目地内、桧尻川樋門より北西へ70mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、既に資材置場の形態をしており、かつ当初の申請時に始末書が提出されていたこともあって現況地目及び調査事項の始末書の有無については、棒線表記とさせていただいております。建ぺい率は30%で、排水は、東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するものでございます。なお、本件は所有権が移転した後に、夫との間で使用貸借契約を結んで、夫名義の住宅を建てることになっております。

続きまして2番でございます。こちらでも売買でございます。受人は大湊町の畑1筆を譲り受けて貸資材置場としたいとの申請でございます。申請地は大湊町地内 大湊町民会館より北へ250mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内にある第3種農地でございます。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するものでございます。なお、本件は所有権が移転した後に、御菌町長屋に主たる事務所を有する有限会社富士コーポレーションに貸し出すこととしております。賃貸借期間は20年間でございます。

次のページをお願いします。4 - 2 ページをお願いします。

3番でございます。こちらでも売買でございます。こちらは2番と同じ受人が大湊町の畑1筆を譲り受けて、西側の住宅を購入した関係で隣接するこの土地を通路としたいとの申請でございます。申請地は大湊町地内 大湊町民会館より北へ240mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内にある第3種農地でございます。現地調査の結果、既に通路として使用されていることを確認しましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は棒線となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除については現況は道路となっておりますので、特に何をしなくても問題はないとのことでございます。

続きまして4番でございます。こちらでも売買でございます。受入である河崎二

丁目で建築業を営む有限会社リバティホーム 代表取締役 中島 恒一郎さんが、神久三丁目の田 2 筆を譲り受けて、分譲宅地 2 区画としたいとの申請にございます。申請地は神久三丁目地内 久志本神社より北へ 30m に位置する都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内にある第 3 種農地にございます。こちらの案件につきましては、通常の農地転用では建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 5 条第 2 項第 3 号及び農地法施行規則第 5 7 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成されることが確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は、コンクリート擁壁を設置するものとします。

次のページをお願いします。4 - 3 ページをお願いします。

5 番でございます。こちらも売買でございます。受人である愛知県刈谷市で自然エネルギー売電事業を営む合同会社 Bloom 代表社員 水野 友香さんが、西豊浜町の登記地目田、現況地目畑 1 筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積 516.18 m²としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より北へ 220m に位置する既存集落内の第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は、整地後周囲にフェンスを設置するものでございます。

続きまして 6 番でございます。こちらは使用貸借にございます。借人は叔母名義の西豊浜町の田 1 筆を借り受けて、住宅兼車庫 建築面積 102.47 m²を建てたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 丁塚古墳より西へ 170m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、既に整地がされておりましたので、申請人に厳重注意して始末書の提出を求めました。よって現況地目は棒線となります。建ぺい率は 23%、排水は浄化槽をへて東側貸人農地をへて既設排水路へ放流とします。被害防除は、整地のみで問題ないとのことでございます。

次のページをお願いします。4 - 4 ページをお願いします。

7 番でございます。こちらも使用貸借にございます。借人は祖母名義の村松町の畑 1 筆を借り受けて、住宅 2 階建 1 棟 建築面積 59.62 m²を建てたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道 2 3 号線 村松町 4 交差点より北西へ 260m に位置する既存集落内の第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休

農地と判断されました。建ぺい率は22%で、排水は浄化槽を経て北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを積むとのことでございます。

続きまして、8番でございます。こちらは売買でございます。受人である小俣町明野で自動車販売業を営む有限会社明野自動車 代表取締役 稲垣 徹さんが、伊勢市小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、会社の事業のための車両置場22台分としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より北へ250mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内にある第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、整地したうえで既存のブロック積みをもそのまま使用するとのことでございます。

次のページをお願いします。4-5ページをお願いします。

9番でございます。こちらは贈与にございます。受贈者は小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建1棟 建築面積74.52㎡及びカーポート 建築面積28.10㎡、総建築面積102.62㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より西へ440mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。建ぺい率は25%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを積むとのことでございます。また、本件は所有権移転が完了した後に、使用貸借により息子が借りて、息子名義で住宅等を建てるとのことでございます。

続きまして10番でございます。こちらは売買でございます。受人は村松町の畑1筆を譲り受けて、受人が経営している溶接業の事務所兼作業場 建設面積102.00㎡としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号線村松町1交差点より南東へ270mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。この申請を提出するにあたって、事前に整地してしまったことで始末書が提出されており、現況地目は棒線になります。現地調査の結果、確かに整地されていることを確認しました。排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除は擁壁を設置します。

議案4号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断し

| | |
|------|--|
| | ております。ご審議のほどよろしく申し上げます。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。 |
| 吉田委員 | 1 番について、⑧の現況の記載が棒線になっていますが、雑種地として認められなかったのならまだ現状は農地ではないのですか。 |
| 係 長 | 現況地目の判断には悩んだところですが、一度転用許可が下りて転用されていたのでやむを得ず棒線としました。 |
| 局 長 | 一旦資材置場として許可は出ているので、その時点で農地以外の利用は認めたことになります。整地もされていますので、事務局としては現況上は農地ではないと判断しております。 |
| 吉田委員 | 一体利用地が 2 筆ありますが、そちらは以前から雑種で農地ではなかったのですか |
| 係 長 | 以前から雑種地でした。最初に許可を出す時に今回の申請地だけ農地のままで残っておりました。 |
| 議 長 | ほかにございませんか。 |
| | (異議なしの声あり) |
| | ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4 号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 |
| | (異議なしの声多数あり) |
| | ご異議なしということでございますので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。 |
| | 続きまして、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農 |

林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

山神
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。私は伊勢市農林水産課の山神と申します。よろしく願いいたします。まず、5号議案のご説明に入る前に、議案書の見方について、簡単にではありますが、ご説明させていただきます。本日お配りしてあります5号の参考資料もあわせてご覧ください。まず議案書の構成についてですが、表紙、内訳、概要、計画の詳細と4つから構成されています。

5-5ページ以降をお開きいただくと、計画の詳細のページになっています。農地の所在や貸し手、借り手さんのお名前やご住所、育てる作物や設定年数など、設定する利用権の詳しい内容を記載するページとなっております。

ページを戻っていただいて、5-1ページからは概要となっております。先程ご覧いただきました計画の詳細の情報をもとに、番号順に情報をまとめたものとなっております。概要の番号と計画の詳細の番号が対応しています。また、このページの右から5列目のところに、「新規 再設定の別」という欄があります。こちらで新規または再設定と書かれておりますが、契約が新しく結ばれたものか、更新による再設定かのどちらであるかわかるようになっております。また、右上に公告予定日が書かれておりますが、この計画をお認めいただいた場合に公告をして契約が開始される日を記載しております。

そしてこの概要の前のページでは内訳のページとなっております。こちらは概要をもとに契約の区分、期間別に整理したものとなっております。今回区分に記載されている言葉について、参考資料に掲載させていただいておりますが、まず、利用権(賃貸借権)の設定があります。こちらは小作料が発生する有料の農地の貸し借りの契約をする場合となっております。次に利用権(使用貸借権)の設定があります。こちらは無料で農地の貸し借りの契約をする場合となっております。また、参考資料での下の2つについては、今回の議案書にはありませんが、このようなものも区分として出てくる場合がありますのでご覧ください。以上で簡単ではありましたが、議案の見方についての説明となります。

それでは早速今回の議案の内容の説明に入らせていただきます。5ページにお戻りください。議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について説明させていただきます。

件数は55件で、田が157筆の153,464.37㎡、畑が14筆の16,079.75㎡、計171筆の169,544.12㎡でございます。次のページの農地利集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

| | |
|---------------|---|
| | <p>◇2年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ3筆の2,955㎡。</p> <p>◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の2,913㎡。</p> <p>◇4年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の2,275㎡。</p> <p>◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が24件で、田が40筆の59,416.25㎡、畑が6筆の4,762.25㎡、計46筆の64,179㎡。</p> <p>◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の1,968㎡。</p> <p>◇6年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の4,200㎡。</p> <p>◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が20件で、田のみ99筆の76,147.12㎡。</p> <p>◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が5件で、田が7筆の3,590㎡、畑が1筆の3,072㎡、計8筆の6,662㎡。</p> <p>◇20年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ7筆の8,245㎡。</p> <p>以上件数は55件で、田が157筆の153,464.37㎡、畑が14筆の16,079.75㎡、計171筆の169,544.12㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>農林水産課提案の議案について説明が終わりました。</p> <p>何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> |
| 出口委員 | <p>契約の期間については当事者同士か農林水産課どちらが決めているのですか。</p> |
| 山神 (農林水産課) | <p>当事者同士で決めていただいた期間で受け付けております。</p> |
| 出口委員 | <p>農林水産課の方でどれだけの期間は貸さなければいけないなどの条件はないのですか。</p> |
| 山神 (農林水産課) | <p>規制はないのですが、5年や10年以上の長い期間を推奨しており、特に中間管理事業を利用される際は長期間の契約を推奨しております。</p> |
| 出口委員 | <p>例えば1年や2年の短い契約で営農できると言えるのか、また契約が終わったらそのまま放棄されてしまう場合もあるのですか。</p> |

| | |
|------|--|
| 係 長 | 更新がなければそのような場合もあり得ます。 |
| 議 長 | 貸し手の方の意向もありまして、例えば2年後に息子の家を建てたい、親の体調が悪くなってきたから2年後は息子が就農して経営を引き継ぐなどの事情もあるので、一概に契約年数だけでは何年以上の契約がないといけないとは判断できません。 |
| 出口委員 | 初めてで制度的によくわからない部分もあったので質問させていただきましたが、農業施策として様々な施策を練る中で、そのような短期間の契約を認めていってよいものかわかりませんでしたので、農業委員で審議するとなった時にその事情も分からずに承認するかどうかなってよいものかと思いました。 |
| 局 長 | 例えば今回の議案書で最初の2年間の契約の方は、再設定ですので以前の契約をもう一度結んでいます。中には自分は1年ずつしか契約を結びたくなくて更新のその都度再申請を繰り返す方もいらっしゃいます。 |
| 吉田委員 | たしかに出口委員の言われるように、何十件もある中で色々な条件のものがあり、それぞれに事情があると思いますが、合計の数字を伝えられるだけではわからないと思いました。特殊な事情のある案件があれば発表していただくとより判断しやすいのではないかと思いました。 |
| 議 長 | 賃貸借の案件に関してはお互いの合意の上で、あまり特殊な事例はないかと思うので説明のしようもないかと思えます。 |
| 議 長 | よろしいですか。ほかにございませんか。 (異議なしの声あり) ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようございませぬので、本件について承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり) |

異議なしとのことをごさいますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書
について

……1件（説明内容記録省略）

2. 農用地利用集積計画の中途解約について

……2件（説明内容記録省略）

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。

係 長

それでは事務局から連絡させていただきます。今回事務局からの事務連絡が多いので、今しばらくご辛抱をお願いします。よろしくお願いたします。

お手元の右肩に資料1と記載した資料をご覧ください。議事録署名者の順番についてでございます。事務局としては、一応このような順番にて進めていきたいと思っております。もしその日の総会の署名が当たっていたとしても、急な都合で欠席される際には連絡いただけましたら順番を入れ替えて対応させていただきますので、ひとまずこのような順番でお願いしし

たいと思います。本日の会議の冒頭、会長から署名者の発表がありました。こちらについて、事前をお願いして了承いただいておりますので、報告が後になりましたがご了承をお願いします。

続きまして次のページ資料2をご覧ください。現地調査の予定案でございます。事務局案としてこのような順番で行かせていただければと考えております。一応3月までは日程が決まっていることでもありますのでこのようにしたいと考えております。また4月以降につきましては、日程がまだ決まてはいないのですが、ひとまず事務局案としてこのような順番を考えて、案という形で提出させていただきました。日程については、毎月月下旬とお考え下さい。現地調査を含めた日程案につきましては、2月の総会にてお示しさせていただき予定にございます。この表には単純な規則性はなく、会長を除く皆様を上段の宮川右岸側と下段の左岸側のグループにひとまず分けて、その日にそれぞれのグループから1人ずつ出してもらって1組としてあります。理由はその時の申請事情により左岸側が多い時、右岸側が多い時と色々出てきますので、例えば右岸側だけの委員のグループで左岸を見ても事情が掴みにくく、現地調査がやりにくいのではないかとというようなことをなるべく避けるためです。そしてその真逆な意味で副次効果として自分の地域以外の農地がどんなものかを見てもらえるということも狙いに入っております。また、初めはできるだけ継続してやっていただける委員と新しい委員とが組めるように配慮しました。そして後半は女性委員同士で組んでもらった方があまり気を遣わなくていいのかと考えて作成してあります。また、一応事務局で現在わかる範囲ではございますが、各委員におきまして特に農繁期でお忙しいような時期にはなるべく当たらないようにできるだけ配慮したつもりではございます。そして一番右に回数をカウントしてございまして、特定の委員に偏らないような配慮もしてございまして、今後任期中の3年間は会長を除いて委員の皆様に均等に当たるように配慮していく予定でございます。一度この予定案をご覧ください、この月は忙しいというのがありましたら教えていただきたく思います。それをもって修正し確定していきたいと考えております。

そして次回の現地調査のお願いでございます。

1月の現地調査については、予め事前をお願いをさせていただいております。

1月26日（火） 中澤 利吉 委員 中西 重喜 委員

1月27日（水） 山添 久憲 委員 山口 和男 委員

にそれぞれお願いをさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

次に資料3をお願いいたします。事務局の提案として、今回農業委員及び農地最適化推進委員の名簿を皆様にお配りして連絡網を作成したいと考えております。つきましては、それぞれの委員様の固定電話を掲載させていただければと思います。また固定電話をお持ちではない方は携帯電話の番号を掲載させていただきたいと存じます。もし不都合がある方は後ほど事務局にご連絡のほうをお願いいたします。事務局としては、最終的には農業委員、農地最適化推進委員全員の連絡先を記載した名簿を配布させていただき、委員同士の連絡や意見交換等における委員活動用に、何かあった場合に円滑に連絡できるようにしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に右肩に農林水産課提供資料という資料の方をお願いいたします。これは農林水産課が事務局として設置している各種協議会等の概要の資料でございます。前回の初総会時に各協議会等の委員を引き受けてくださいました方につきましては、当該協議会等の概要等の説明がございませんでしたので、このような資料を農林水産課から頂戴しましたのでご覧いただきたいと思います。また該当されていない方につきましては、伊勢市の農政において、このような協議会等が設置されているということで参考としてください。もし何かご質問があれば、事務局では対応いたしかねますので、農林水産課 農業振興係にお問い合わせしていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、今回議案書と一緒に同封させていただきました、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についての文書をご説明させていただきます。時間的な暇がなかったため急遽同封させていただきましたことをお許してください。この内容につきまして補足説明をさせていただきます。我々農業委員会の上位組織でございます三重県農業会議より通知がございまして、毎年1回、総会にて綱紀粛正の決議を行うこととされましたので、このような書類を用意させていただきました。本来であれば、農業委員様と農地最適化推進委員様全員集まったの全体の総会にて決議するのが筋ではございますが、このコロナ禍の

状況では、すべての委員が集まることは不可能でございます。よってあらかじめ書類を送付して、皆様のご意見を頂戴した上で次回の農業委員の総会において最終的に決議を行いたく、用意した書類でございます。また参考資料を付けましたが、全国の農業委員会の不祥事案件が何件か取り上げられている状況にあることを皆様にご承知いただき、自ら委員としての責任を再認識していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、書類にも記載させていただきましたが、1月29日（金）までに意見書がない場合は、事務局案にご承認いただいたものとして取り扱いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に資料がないのですが、事務連絡をさせていただきます。この1月20日（水）午後1時半から農業会議主催の研修会が予定されておりますが、昨日三重県農業会議から連絡があり、急遽会場が変更となりましたので報告します。会場は伊勢庁舎から三重県サンアリーナ1階レセプション室に変更されました。なお、日時に変更はございません。会場のみの変更でございます。昨日急いで事務局から各委員様宛に文書を郵送しましたので、各自宅に文書が届きますのでご承知おきください。理由は最終確認した結果、参加人数が多くなり、伊勢庁舎の会場では密になることが懸念されたためでございます。急な連絡で大変申し訳ないのですが、お間違えのないようお願いいたします。

さらにすみませんがもう1つ最後の連絡でございます。昨今コロナウイルスの感染が第3波と呼ばれてもおかしくないほど急拡大しております。その関係で先日国から愛知県、岐阜県に対して非常事態宣言が発出されました。三重県は該当しませんでした。三重県知事から県独自の非常警戒宣言が発出されました。この関係で市の機関についても、市役所に集まっている部署が密にならないように、再び各施設に分散する方針になるようでございます。そのため、総会の会場を御菌総合支所の講堂か2-4会議室としていましたが、分散配置されますと、講堂や2-4会議室が使用できない恐れが出てまいりました。よって来月以降会場がこの近くにある御菌ハートプラザ等に変更されることがありえますので、皆様にはご了解いただきますようお願いいたします。そしてその都度開催案内において、会場をご案内しますのでよろしくお願い申し上げます。

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第181回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p> |
|-----|--|

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____